

ご存知ですか？

焼却行為の決まりごと！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」により、次のことが定められています。

禁止

■ 法規によらない廃棄物の焼却

■ 規定を満たさない小規模焼却炉を用いた廃棄物などの焼却

■ 廃棄物焼却炉を使用しない廃棄物などの焼却

※ 一般的な家庭向けの小型焼却炉は使用できません。

例外

次の焼却行為は例外として認められています。

■ 伝統行事・風俗習慣や宗教上の行事のための焼却行為（大文字焼き・どんと焼きなど）

■ 農業・林業を営むためのやむを得ない焼却行為（害虫駆除・霜害対策など）

■ 日常生活を営む上で行われる軽微な焼却行為（庭先でのたき火・キャンプファイヤー・バーベキューなど）

■ 学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為

※ 廃タイヤや廃塩化ビニールなどの廃棄物焼却行為は、いかなるときも禁止です。

※ 周辺生活環境へ支障がないよう、十分に配慮し、事前に近所の方への周知などを行い、トラブル・苦情などが生じないようにしてください。

※ 煙が出る時は、事前に消防署に相談し、揚煙届出などの手続きを行ってください。

問合せ 環境保全課環境保全係 226



市内の放射線量の測定について

市では、富士見公園を定点として放射線量を測定しています。

問合せ 環境保全課環境保全係 226

測定方法

■ 測定値の算出 地表から5 cm、50 cm、1 mの高さで1分間の放射線量（ガンマ線量）を5回測定し、その平均値を測定値とします。

■ 測定器 環境放射線モニタ Radi (PA-11000)

■ 検出方式 シンチレーション式

定点測定の結果

■ 測定場所 富士見公園

■ 測定日時 毎週月・水・金曜日の午前9時

▼ 定点（富士見公園）の放射線量測定結果
単位：μsv/h（マイクロシーベルト/時間）

測定日 (各日午前9時)	天候	測定高さ		
		5 cm	50 cm	1 m
4月22日(月)	晴れ	0.059	0.060	0.064
4月19日(金)	曇り	0.065	0.066	0.062
4月17日(水)	晴れ	0.064	0.057	0.062
4月15日(月)	晴れ	0.055	0.061	0.065
4月12日(金)	晴れ	0.058	0.064	0.065
4月10日(水)	晴れ	0.060	0.060	0.062

国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、平常時に一般人（子どもを含む）が1年間に浴びる放射線量の限度は、1ミリシーベルト（1,000マイクロシーベルト）とされています。

年間1ミリシーベルトを、環境省による自然放射線量を含む時間当たりに換算すると0.23マイクロシーベルト/時間（この値には、内部被曝は含まれていません）となります。0.23マイクロシーベルト/時間以下であれば、健康への影響を及ぼすレベルではないと言われています。

水道水の放射能の測定について

市では、水道水の放射能測定を実施しています。今後定期的に検査を実施し、水質を監視していきます。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

測定方法

■ 測定委託機関 ユーロフィン日本環境株式会社

■ 測定器 ゲルマニウム半導体検出器（オルテック社製 G0半導体検出器 GEM20-70）

■ 測定方式 「水道水等の放射性測定マニュアル」によるガンマ線スペクトロメトリ

▼ 羽村市水道水の放射性物質測定結果

採水日 (午前9時)	検査項目（単位：ベクレル/kg）	
	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
4月15日(月)	不検出 検出限界値 (0.6)	不検出 検出限界値 (0.7)
目標値(※1)	10	

※1…国が定めた目標値（放射性セシウム 134 と放射性セシウム 137 の合計値）

※不検出とは、() 内の検出限界値以下であることを表します。

※検出限界値は、検査機関の周辺環境や測定器の性能、検査物質によって異なります。

暮らし



指定給水装置工事業者の指定

次の事業者を新たに市の指定給水装置工事業者に指定しました。

▼指定番号 197 / 工事店
パナソニックコンシューマーマーケティング(株) 大阪府大阪市北区末広町2-40 ☎06-6313-1631
①問合せ 水道事務所 ☎554-2269

「住宅なんでも相談」の利用を

奇数月の原則第3水曜日、午後1時30分～4時30分に、市役所1階市民相談室で無料相談を行っています。

▼今後の相談日 5月15日(水)・7月17日(水)・9月18日(水)

相談内容

住宅に関する法律関係(建築基準法など) / 住宅のバリアフリー、障害のある方などのための改装など / 住宅の欠陥やトラブルを防ぐための知識 / 新築・リフォーム・修繕のアドバイス / 安心できる契約

の仕方 / 住まいの保守点検の仕方 / 耐震改修 / 省エネルギー住宅 / 外構工事(門・塀・植木・ガレージなど) / 設備関係(電気・上下水道・空調など)
①申込み・問合せ 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係 ☎199へ

税金



軽自動車税納税通知書を送付します

軽自動車税の納税通知書を、5月上旬に送付します。軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税します。4月2日以降に名義変更や廃車などの手続きをした場合でも、4月1日現在の所有者に課税します。注意してください。

コンビニエンスストア納付

軽自動車税は取扱金融機関などのほか、コンビニエンスストアでも納めることができます。納税通知書の裏面に記載のコンビニエンスストアで取り扱っています。

軽自動車税の減免

身体や精神に障害があり、歩行が困難な方が使う軽自動車などは、1台に限り税金が減免されます。障害の内容や程度により減免が適用されない場合があります。詳しくは問い合わせてください。

※普通乗用車などで同様の減免を受けている方は対象となりません。

▼申請期限 5月24日(金)

※昨年から継続して減免を受ける場合は、申請の必要はありません。減免となった車両を買い替えた方は申請が必要です。

申請に必要なもの 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳など、運転免許証、納税通知書
①申請先・問合せ 課税課市民相談係 ☎165

福祉



赤十字活動資金にご協力を

5月は赤十字運動月間です。町内会・自治会に加入している世帯に、町内会・自治会の役

員が、赤十字活動資金の寄付のお願いに伺います。ご協力をお願いします。

皆さんから寄せられた活動資金は、国際救援活動・災害救護活動・医療事業・看護師の養成・血液事業など、赤十字の人的活動に使用されます。

①問合せ 社会福祉課庶務係 ☎114

認知症家族介護交流会

家族で認知症の方を介護している方、なかなか他人には話せない介護の話をここでしてみませんか。

今回は、オムツ交換についての話もします。日ごろ介護をする中で感じている疑問などを、この場で一緒に解決していきましょう。

▼日時 5月28日(火)午後1時30分～3時 / 会場 コミュニティセンター2階研修室 / 対象 認知症の高齢者を介護している方 / 定員 おおむね10人

①申込み・問合せ 事前に、電話または直接高齢福祉介護課地域包括支援センター係 ☎197へ

広告掲載募集中

「広報はむら」に広告を掲載して、企業・事業所・商店などをPRしませんか。有料広告を3か月以上継続して掲載すると、市ホームページの市が指定する位置に、バナー広告を3か月無料で掲載することができの特典があります。※詳しくは、広報広聴課広報係 ☎339へ

医療法人社団天陽会
柳田医院 小児科・特定健診
日本糖尿病学会 糖尿病専門医
羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く
○診療時間 午前 8:30 ~ 12:30 午後 15:00 ~ 19:00 ※土曜日は ~ 13:00
○休診日 日曜日・祝日
☎042-555-1800
●友の会あります● 羽村 糖尿 検索

内科
小児科・特定健診
駐車場
ゆとりの
20台

有料広告